

市内農家紹介

曾根 一孝さん(東町)

東町の曾根さんは、約4300㎡の農地でバラのハウスカultをしています。

曾根さんがバラ栽培を始めたのは20年前、家のバラ栽培の手伝いをしたことがきっかけで、手伝いをしているうちにバラ栽培が面白くなり、また、やりがいのある仕事だと思いいこの道に入りました。

栽培するバラの品種は、ローテローゼ・アイランド・スイートハニー・マイガールなど11種類、色は、赤・白・黄・ピンク・オレンジ系の約5色です。9月初旬から週3回、JAを通じて全国各地に出荷しています。

バラ栽培は、原油価格の高騰や、秋口の害虫防除、また、



冬は加温しないと数が採れないなど、苦勞することはありますが、現状を維持し、バラ栽培をがんばっていききたいと曾根さんは語ってくださいました。

市内農家紹介

片岡 豊さん(横岡)

横岡の片岡さんは、約3600㎡の農地で観葉植物のハウスカultをしています。

片岡さんがハウス栽培を始めたのは40年前、高校時の先生の薦めで、愛知県豊橋市の観葉植物の栽培農家に研修に行ったことがきっかけです。ハウスでは、いろいろな種類の観葉植物が栽培できると教わり、自らハウス栽培を始めました。

現在、ポトス、コニファー、シンゴニウムなど数10種類の観葉植物を栽培し、東京の市場へ出荷しています。

また、片岡さんは、趣味として出張先などで見つけた珍しい観葉植物を持ち帰り、試験栽培を行っています。今後



は、自分のオリジナル品種を作り、販路の拡大を更に目指し観葉植物栽培を楽しみたいと片岡さんは語ってくださいました。

**農業委員会活動**

**農業委員会の紹介**

農業委員会の役割と仕事について紹介します。農業委員会は、農家の代表機関として農業生産力の向上や経営の合理化、農家の生活の安定を図るために設けられた行政機関です。

農業委員会は、農地転用や農地の貸借・解約、所有権移転、畑作転換などを毎月行われる農業委員会総会で審議しています。

また、農業者年金の加入推進、全国農業新聞購読普及推進や農地パトロールを行い、農業関係団体との意見交換会や各種研修などに参加しています。

今年度より新たな試みとして、市内の耕作放棄地を農業委員自ら借受け、菜の花や大

豆を栽培する活動も行っています。

※農地転用など農地法等の申請締め切り日は毎月二十五日です。(土日の場合は前日)

**農地パトロールの様子**



**農地法改正について**

「農地法等の一部を改正する法律」が第一七一回国会で成立、平成二十一年六月二十四日に公布されました。公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されます。

主な改正点の概略について紹介します。

必要になります。

**遊休農地対策**

**が強化されます**

農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導。勧告を行うようになります。

**標準小作料制度**

**が廃止されます**

標準小作料制度は廃止されますが、地域における賃借料の目安とするため農業委員会が農地の賃借料情報の提供等を行います。

**農地の賃貸借の存続期間**

**が変わります**

民法により二十年以内とされている農地の賃貸借存続期間が五十年以内となります。

**農地の相続は届出が**

**必要になります**

相続によって農地を取得した人は農業委員会に届け出が

※詳しいことは、島田市農業委員会までお問合せください。